第7次(令和元年度~令和3年度) 羽村市議会の改革について(答申)

令和3年12月

羽村市議会改革推進委員会

り 次

I はじめに	2
Ⅱ 検討事項とした提案項目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1 後期に検討した提案項目	
(1)議会からの情報発信 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
①議会のトビラに再質問の掲載	
(2)議会運営 ······	4
①議会基本条例の制定	
②議会のミッションロードマップ作製	
③災害対策、財政、区画整理、産業振興などの各議員の関心の高いテーマ	•
について、できる限り委員会や議員全員の場での意見交換、議員間討議	54.65
の場をもつこと。一致点について、執行機関へ提案を行うこと。	
(3)本会議 ······	4
①会議日程の見直し	
②一般質問の通告時間を従来の答弁を含む方式に質問のみの方式を加え、	
通告者が選択する。	
(4)委員会等 ······	5
①議会として事務事業を評価する。	
②委員会での委員間討議の導入	
③委員会への参考人招致に備えた予算の確保	
④委員会での請願・陳情審査の場合に参考人として提出者の出席を求める)
ことをデフォルト(標準)とする。	
(5)その他の事項	6
①議員報酬に関する検討	
②若者の政治参画の促進策検討	
③議員の女性比率向上策の検討	
2 前期に検討した提案項目(前期報告再掲)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
Ⅲ 審議経過、委員名簿 ····································	• 11
Ⅳ 羽村市議会改革推進委員会要綱	12

I はじめに

羽村市議会では、平成16年に議会改革検討委員会を設置し、第1次となる改革を実施して以来、その後も第6次まで継続的に改革を推進し、これまで着実に成果をあげてきました。

平成12年に地方分権一括法が施行され、国からの機関委任事務が廃止されて以来、 今日まで地方自治体には自主・自立、自己決定・自己責任による行政運営が求められて います。

議会は、地域の多様な民意を集約し、団体意思を決定する機能や政策を形成する機能、 執行機関を監視する機能を担い、民主主義・地方自治に欠かすことのできない住民を代 表する合議制の機関として、首長にはない存在意義があります。 住民ニーズや地域課題 が多様化・複雑化する一方、経営資源が制約される中にあって、コロナ禍にあっても広 い見地から個々の住民の利害や立場の違いを包摂する地域社会のあり方を議論する議会 の役割がより重要になってきています。

このような状況の中、本委員会は第7次の改革に向けて、議長からの諮問を受け、地 方分権時代にふさわしい、より開かれた議会運営のあり方について、各会派から提案を 受け、全議員の参加のもとに検討を進め、全会一致を基本原則に提案事項について討議・ 整理を行い、検討を重ねてきました。

これらの提案された項目については、内容に応じて次年度以降に短期間に解決すべき 課題を「短期」、数年のうちを目途に解決すべき課題を「中期」に、長期的に解決すべき 課題を「長期」に分類し、提案項目の一つ一つに対し、丁寧に全議員による活発な討議 を通じて、時代に即した「開かれた議会」について共通理解を深めることができました。

令和2年からの世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、本委員会も 開催中止や中断を余儀なくされましたが、前半の検討部分については、令和3年4月に 前期報告を行い、その後、十分な検討時間を確保して全議員で熟議を重ね、今回、答申 として検討結果をまとめました。

コロナ禍により社会のあり方が劇的に変わった現在、コロナ禍による「負の側面」を 取り上げると枚挙に暇がありませんが、今こそ、変化を遂げる転機ともとらえることが できます。

デジタル化の進展に伴い、オンラインやリモートの普及、会議のウェブ化、慣例化した事業の廃止・見直しなど、前例主義の分野に一気に革新的な変化がもたらされたことは言うまでもありません。私たち羽村市議会議員も一人一人が全市民に「より開かれた議会運営」の実現のために、この答申を基に新たな信頼の形成・構築に向けて鋭意努力をしていく決意です。

正副議長におかれては、この答申に基づき、実現に向けて必要な措置を講じられるよう望むものであります。

Ⅱ 検討事項とした提案項目

令和2年2月に6会派から提出された39件の提案項目を整理・精選し、1項目の取下 げを除き、検討事項とした項目について、内容に応じて次年度以降に速やかに解決すべき 課題を「短期」、数年のうちを目途に解決すべき課題を「中期」に、長期的に解決すべき課 題を「長期」に分類した。これらについて、「短期」から検討を行い、前半の検討部分につ いては、すでに前期報告として令和3年4月にまとめたところである。

今回、後半の「中期」「長期」の検討部分も加え、答申としてまとめたものである。

1 後期に検討した提案項目

分 類	提案事項	検討期間	検討結果
(1)議会からの情報発信	① 議会のトビラに再質問の掲載	中期	現行どおり
(2)議会運営	① 議会基本条例の制定	長期	現行どおり
	② 議会のミッションロードマップ 作製	長期	現行どおり
	③ 災害対策、財政、区画整理、産業振興などの各議員の関心の高いテーマについて、できる限り、委員会や議員全員の場での意見交換、議員間討議の場をもつこと。一致点について、執行機関へ提案を行うこと。	長期	現行どおり
(3)本会議	① 会議日程の見直し	長期	実施を要望
	② 一般質問の通告時間を従来の答 弁を含む方式に質問のみの方式を加 え、通告者が選択する。	長期	現行どおり
(4)委員会等	① 議会として事務事業を評価する。	短期	実施
	② 委員会での委員間討議の導入	短期	実施
	③ 委員会への参考人招致に備えた予 算の確保	短期	一部実施
	④ 委員会での請願・陳情審査の場合 に参考人として提出者の出席を求め ることをデフォルト(標準)とする。	短期	現行どおり
(5)その他の事項	① 議員報酬に関する検討	長期	現行どおり
	② 若者の政治参画の促進策検討	長期	一部実施
	③ 議員の女性比率向上策の検討	長期	一部実施

(1) 議会からの情報発信

① 議会のトビラに再質問の掲載

市議会だより「ぎかいのトビラ」に掲載する一般質問における再質問の内容も記載できるようにすることについての検討を行った。

検討結果

○ 広報委員会における校正作業量等も含め、意見が交わされ、発行までの時間的 な制約などがあることから、現行どおりとする。

(2) 議会運営

① 議会基本条例の制定

「議会基本条例の制定」についての検討を行った。

検討結果

- 議会基本条例制定後、すでに改正をしている議会もあり、議会基本条例制定を 目的とすべきではないという意見もあり、制定した議会の情報収集を行い、全員 で共有し、調査研究していくこととした。
- ② 議会のミッションロードマップの作製

議員任期中のおける指針として作製することについての検討を行った。

検討結果

- 必要性の有無も含めて議員全員協議会でも議論を進めるなど、今任期中に次期 任期につなげる検討をしていくこととした。
- ③ 災害対策、財政、区画整理、産業振興などの各議員の関心の高いテーマについて、できる限り、委員会や議員全員の場での意見交換、議員間討議の場をもつこと。 一致点について、執行機関へ提案を行うこと。

これらについて、ミッションロードマップに明記するべき等、多様な意見が出され、 多くの視点からの検討を行った。

検討結果

○ 議会としての意思を示すことが重要であるとの意見など、さまざまな意見が出された。これらの意見は議員全員協議会等で検討していくことに決定した。 特に予算・決算審査のあり方や議案が提出されてから採決までの時間繰りなど 議会運営に係る意見について、議会運営委員会で検討していくこととした。

(3) 本会議

① 会議日程の見直し

時代の急速な変化に対応するためにも、市長所信表明後の一般質問とすることについて、検討を行った。

検討結果 |

○ 新年度予算審議の3月定例会で市長・教育長に施政方針・所信表明(以下、「施政方針等」という。)をしてほしいという意見、首長の施政方針等を聞いてから一般質問をするべきという意見等、さまざまな意見が交わされた。施政方針等には何ら法の規定がなく、義務的な強制力はないこと、一般質問を受けてからの答弁調整の期間等も考慮すると、議事日程を組む上で、多くの調整が必要となることが確認された。

これらを前提としても、年度当初または新たに就任した際に、市長・教育長に議会冒頭での施政方針等の実施を希望し、その後に一般質問を受け付けることが望ましいと決定した。

② 一般質問の通告時間を従来の答弁を含む方式に質問のみの方式を加え、通告者が 選択する。

質問時間の計測方法を変更することになることから、多角的に検討を行った。

検討結果

○ 通告時間の計測方法を変更するには、ハード面での改修が必要なこと、終了時間 が読めないことで傍聴者にも日程が分かりづらくなること、議長の議事整理権に よって端的な回答を引き出すことも可能などの意見が出され、現行どおりとした。

(4) 委員会等

① 議会として事務事業を評価する。

議会として、市の事務事業を選び、職員とは異なる視点から評価することについての検討を行った。

検討結果

- 常任委員会毎にばらつきなく実施した方がよい、執行機関と同じ評価になると は限らないとの意見が出され、実施に向けて調整していくことで決定した。
- ② 委員会での委員間討議の導入

現在の質疑、意見、採決から、質疑・討議、意見、採決にすることで結論に至る過程を見えるようにすることについて、検討を行った。

検討結果

- 現行の委員会の中でもできるとの意見や他自治体の事例のように討議の時間を 仕組みとして保障すること、常任委員会・特別委員会ともに合意をとった方向性 付けが必要との意見、事前の告知をして内容の深い討議とすべき等の意見が出さ れ、さまざまな手法を別途検討し、実施することとした。
- ③ 委員会への参考人招致に備えた予算の確保

地方自治法に基づく参考人招致であれば、費用弁償条例に基づき、予算措置すれば支出が可能であるが、任意で陳情者等から説明や発言の機会等を設ける場合には該当にならない。これまで参考人招致を行った例はないが、予算化についての検討を行った。

検討結果

- 議会費の予算編成の中で精査した上で予算措置要求を詰めていくことで決定した。
- ④ 委員会での請願・陳情審査の場合に参考人として提出者の出席を求めることを デフォルト(標準)とする。

陳情者から直接、話を聞く機会を設けるべき等の意見が出され、検討を行った。

検討結果

○ 現行どおりとする。ただし、現行の下でも招致できる道をひらく視点が大切との 意見が出され、地方自治法に定める参考人招致には委員会の議決が必要なため、委 員会での協議を速やかに進められるよう議会の会期日程で、初日に委員会付託す ることとした。

(5) その他の事項

① 議員報酬に関する事項

議会として、議員報酬、議員定数、他団体との比較について、検討を行った。

検討結果

○ 報酬と議員定数をセットで議論すべきという意見や多様な意見・若者の参画のためには報酬・定数とも削減すべきでないという意見、前回の羽村市特別職報酬等審議会の増額答申を受けても増額していない状況などもあり、しっかりと議論を継続していくこととした。

② 若者の政治参画の促進策検討

中学生や高校生との対話等の接点をもつ必要性や議会タウンミーティングに合わせて意見を聴取すること、また、議会モニター制度や議員が若者の働く職場へ出向いていくことなども含め、検討を行った。

検討結果

○ 過去に開催した子ども議会等も振り返りつつ、新型コロナウイルス感染症の収束 状況を見据え、先ずは議会タウンミーティングを中心として、今後、別途協議の場 を設けて内容を検討していくこととした。

③ 議員の女性比率向上策の検討

議員の中で女性の占める割合を上げることについて、検討を行った。

検討結果

○ 諸外国におけるクォーター制のような制度がない我が国では、地域や家庭において、女性に特化した負担や古い慣習がまだ残っており、家族の理解やさまざまな障壁をクリアしないと議員の女性比率向上は困難な面があるとの意見があり、若者の政治参画と合わせて、議会タウンミーティングを中心として、内容を検討していくこととした。

2 前期に検討した提案項目(以下、前期報告再掲)

分 類	提案事項	検討期間	検討結果
議会からの情報 発信	議員からのSNSによる情報発信 短期 ヨ		現行どおり
議会運営	議会のペーパーレス化とパソコン・ タブレットの導入 短期 現行		現行どおり
本会議	本会議を午前9時30分に開会	短期	一部実施
	一般質問答弁書の事前入手	短期	実施を要望
委員会等	委員会ファイルの作成	短期	実施
その他の事項	「実物投影機」の購入	短期	現行どおり
	プリンター付パソコンの常備	短期	現行どおり
	議会費の削減	短期	一部実施
	議場への飲料水などの持ち込み許可	短期	現行どおり

(1) 議会からの情報発信

① 議員からのSNSによる情報発信

議会等の活動を随時 SNS で発信していくことに対し、検討を行った。

給討結果

○ 議会改革推進委員会から広報委員会に検討を依頼した。その結果、他市のSN S利用状況を見ても閲覧数が決して多くない状況であり、令和4年度予算化に向 けては、効果等を検証・協議していく時間が必要であるとの報告を受け、現行ど おりとし、後期に申し送ることとした。

(2) 議会運営

① 議会のペーパーレス化とパソコン・タブレットの導入

ペーパーレス促進の面から議場への持ち込みを可とすることや導入に向けての検討を行った。

検討結果

○ 公費でのパソコンやタブレット導入に向けた反対意見はなかった。しかし、議場に WiFi 環境がなく、費用面で最適化できる導入までには時間を要するため、私物の持ち込みについて、一定のルールを設けた上で認めたらどうかという意見が出され、反対意見も出されたため、現行どおりとした。

今後、私物の持ち込みのルール化や公費導入に向けた調査・研究を議会運営委員会委員で行っていくこととした。

(3) 本会議

① 本会議を午前9時30分に開会

会議時間を延長することなく、十分な審議時間を確保するため、本会議を午前9時30分に開会することについて、検討を行った。

検討結果

○ 現在、市長の所信表明や一般質問を行う初日において、会議時間を延長していることが多いことから、職員の働き方改革の面からも本会議初日のみ開会時間を30分早め、現行の午前10時から午前9時30分とすべきとの意見が出された。

招集権者は市長であるが、開会時刻は議長が決めることが可能なため、会議規 則は改正せずに初日の招集時刻を必要に応じて議長が議運に諮って決めること として、全会一致で決定した。

② 一般質問答弁書の事前入手

一般質問答弁書の事前入手について、再質問を深めたり、割当時間をより有効に 活用するため、検討を行った。

検討結果

○ 数値等は事前に入手できるため、事前入手の必要性は低いという意見も出たが、 答弁が聞き取れないことや聞き間違いもあることから、権限や強制力がないこと を踏まえた上で、檀上での質問時間終了時点には確認できるよう執行機関に要求 することを全会一致で決定した。

(4) 委員会等

① 委員会ファイルの作成

常任委員会の行政視察時に、入手した資料等を議員間で共有することについて、検討を行った。

検討結果

○ 行政視察以外の調査資料も含め、委員会毎のファイルを作成し、共有すること について、全会一致で決定した。

(5) その他の事項

①「実物投影機」の購入

議場内において、傍聴席からだけでなく、議員席や市長部局からも視認できるよう、実物投影機やスクリーンを設置し、分かりやすい一般質問等を可能にすることについて、検討を行った。

検討結果

○ 現状では費用算定ができていないことや議場の映像画質が高くないとの意見や 会議録への記載方法の課題もあり、導入について意見は一致しなかった。ただし、 視覚的に見せやすい仕組みについて、課題として考えていくべきとの意見が出され、 記録として加えられた。

② プリンター付パソコンの常備

会派控室内において常時使用できるプリンターに接続されたパソコンを常備する ことについて、検討を行った。

検討結果

○ プリンターの需要が高いのであれば、現状のコピー複合機のドライバをインストールしてはどうかという意見や議会のペーパーレス化に逆行するとの意見が出され、意見は一致しなかった。

③ 議会費の削減

市の財政状況も考慮し、削減できる部分は削減し、行動で示していくべきとの意見が出た一方、議会権能の強化の面から予算を減らすべきでないとの意見も出され、科目別に検討を行うこととした。

検討結果

- 議長交際費は、実績に基づき減額
- 行政視察の職員随行を廃止、令和3年度の行政視察は委員会毎に実施を判断
- 令和3年度の政務活動費の執行は各会派の判断とし、新型コロナウイルス感染 症の感染状況に応じた対応をとることとした。

④ 議場への飲料水などの持ち込み許可

現在、議場では演壇のみ水差しが用意されているが、エコや健康面から飲料水の 携行が今や一般的となっている。議場内においても衛生面に配慮をした上で、飲料 水の持ち込みを許可することについて、検討を行った。

検討結果

○ 議会運営委員会委員で今後、パソコンやタブレットの持ち込みのルール化や公 費導入に向けた調査・研究を行う際に、議場への飲料水の持ち込み許可について も協議することとした。

Ⅲ 審議経過、委員名簿

(前期:審議経過)

回数	開催日	審 議 内 容
第1回	令和元年 12 月 19 日	正副委員長の互選、議長からの諮問、今後の進
		め方、答申時期、各会派提案事項等
第2回	令和2年2月13日	提案事項の検討
第3回	令和2年3月24日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催
		中止
	令和2年7月27日	提案事項の検討
第4回	令和2年8月24日	提案事項の検討
第5回	令和2年9月24日	提案事項の検討
第6回	令和2年10月13日	提案事項の検討
第7回	令和2年11月24日	提案事項の検討
第8回	令和2年12月15日	提案事項の検討
第9回	令和3年1月12日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催
		中止

(後期:審議経過)

※役職改選後

回数	開催日	審 議 内 容
第1回	令和3年8月5日	正副委員長の互選、前期報告について、その他
第2回	令和3年9月27日	提案事項の検討
第3回	令和3年10月22日	提案事項の検討
第4回	令和3年11月15日	提案事項の検討
第5回	令和3年12月22日	答申(案)について

(委員名簿)

(令和3年12月22日現在)

氏名 役職 櫻沢康委員(令和3年3月29日から)	
4.1. 美徒 丢 只	
秋山 義徳 委 員	
梶 正明 委 員	
高田 和登 委 員	
浜中 順 委 員	
印南 修太 委 員	
冨松 崇 委員長(令和3年5月11日まで)	
富永 訓正 委 員(令和3年8月4日まで)	
委員長(令和3年8月5日から)	
鈴木 拓也 副委員長(令和3年8月4日まで)	
委 員(令和3年8月5日から)	
大塚 あかね 委 員	
西川 美佐保 委 員	
山崎 陽一 委 員	
馳平 耕三 委 員	
石居 尚郎 委 員	
濱中 俊男 委 員	
水野 義裕 委 員(令和3年8月4日まで)	
副委員長(令和3年8月5日から)	
門間 淑子 委 員	

IV 羽村市議会改革推進委員会要綱

羽村市議会改革推進委員会要綱

(設置)

第1条 地方分権時代にふさわしい、より開かれた議会運営のあり方について調査 及び検討を行うため、羽村市議会改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置 く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、議長の諮問に応じ、議会運営の改革について必要な事項を調査 及び検討し、その結果を議長に答申するものとする。

(組織)

- 第3条 委員会は、16人の委員をもって組織する。
- 2 委員は、正副議長を除く議員とする。
- 3 委員の任期は、議員の任期とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(正副議長の出席)

第6条 正副議長は会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。 (庶務)

第7条 委員会の庶務は、議会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年12月19日から施行し、第2条に定める事項について議長に答申した日をもってその効力を失う。